

輸入公表三の9の(4)の(イ)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とするモントリオール議定書附属書Aに掲げる物質、三の9の(4)の(ロ)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とする同議定書附属書Bに掲げる物質及び三の9の(4)の(ハ)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とする同議定書附属書CのグループIIに属する物質の二号承認移行について

輸入公表三の9の(4)の(イ)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とするモントリオール議定書附属書Aに掲げる物質、三の9の(4)の(ロ)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とする同議定書附属書Bに掲げる物質及び三の9の(4)の(ハ)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とする同議定書附属書CのグループIIに属する物質の二号承認移行について ①

輸入注意事項13第35号 (13. 7. 11)

改正①輸入注意事項17第39号 (17. 7. 25)

平成13年7月11日付け経済産業省告示第521号(輸入公表の一部を改正する告示)により、輸入公表三の9の(4)の(イ)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とするモントリオール議定書附属書Aに掲げる物質、三の9の(4)の(ロ)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とする同議定書附属書Bに掲げる物質及び三の9の(4)の(ハ)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とする同議定書附属書CのグループIIに属する物質については、平成13年8月1日以降二号承認制に移行することとなりました。

このため、輸入貿易管理令第4条第1項第二号の規定に基づき経済産業大臣の輸入の承認を受けなければなりません。当該物質については、モントリオール議定書第4条の1、同条の1の2及び同条の1の3により輸入禁止措置をとるため、輸入承認は行いませんので注意して下さい。①